

平成20年度行政審査報告に係る市の対応結果

行政審査事項	審査の指摘事項	市の対応策	市の対応結果
はじめに	<p>太田市は、平成17年3月、旧太田市、旧尾島町、旧新田町、旧藪塚本町が合併し4年が経過しようとしている。</p> <p>行政事務を執り行う庁舎や文化活動、生涯教育活動等の向上を図るため等の公共施設の利用については、合併前の既存施設や合併後の施設整備により、市民ニーズの多様化に合わせ安定的な行政サービスと質の高いサービスの提供により一定の利用の成果を見せていると考えられる。</p> <p>しかし、市内に複数存在している類似した公共施設の維持管理は、施設の老朽化が進み、修繕費などの維持管理費・義務的経費も増加し、施設を維持することが財政圧迫の一要因ともなっていると考えられる。このことは、効率的な行政運営及び財政運営の健全化を図る観点から、施設の今後の管理方法など十分配慮することが必要であり、そのためには、施設の地域性を鑑みた視点、運営改善を推進する方策などを検証し、「施設が有効活用されているか」、「今後、施設の運営をする必要性があるのか」、「公有地が有効利用されているか」など民間的な感覚及び経営的な感覚を取入れ、客観的な立場から検討を行う必要がある。</p> <p>このようなことから、本委員会は、今後の少子高齢化の進展による施設の需要人口の減少や太田市をとりまく社会経済環境の変化を考慮し、公共施設の再編・統合など公共施設等のあり方を再検討するために、施設等の現地調査や、所管課に対するヒアリングなどを行い審査の結果を取りまとめたものである。</p>		
<p>(1)</p> <p>合併後の主要公共施設の再検討について ～市民の目線で見える・考える～</p>	<p>旧役場庁舎の活用状況や行政センター及び公民館の配置や利用状況について、さらに公有地の状況について審査を行った結果、旧役場庁舎の利用については、ほぼ有効に活用されていたが、旧尾島町役場庁舎の議場については物置として使用され、有効な活用がされていない状態であった。</p>	<p>管財課</p> <p>旧尾島町役場庁舎は、現在尾島庁舎として太田市教育委員会が使用しておりますので、元議場の利用方法については関係部署と協議し、有効活用できるように調整を図ってまいります。</p>	<p>管財課</p> <p>尾島庁舎旧議場の利用方法については、その有効活用を図るべく検討を進めてまいりましたが、未だその活用方法が見つかっていないのが現状です。これは議場という特殊な形体なため、そのままの状態では会議室・事務室等への変換が不向きであり、また改修費用も必要となることから、その費用に見合った活用方法が見つからないというところでもあります。現状、文化財課等において史料・文書等の置場に窮するといった実情もあることから、今後は物置を発展させた形で、「史料庫」等も視野に入れ費用をかけずに有効活用を行うことを基本に更に検討を進めてまいります。</p>
	<p>公民館については、社会教育法の第20条に、一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行いもって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定められ、第22条には、公民館の事業として、定期講座、討論会、講習会、講演会等の開催や体育・レクリエーション等に関する集会を開催すること等が定められている。</p> <p>しかし、公民館が行政センターに併設されていない単独設置の太田、九合、葦川、休泊、宝泉地区の公民館については、管理は各行政センターの職員が行っているものの貸館業務の割合が多く、また、利用者数については、太田及び休泊公民館にあっては多数の住民等が利用している状況であったが、九合、葦川、宝泉公民館については、当該地区行政センターの利用者数の13～24%程度の利用状況であった。</p> <p>さらに、公民館が設置されてから30年～37年経過しており、老朽化が進んでいる状況であった。</p>	<p>生涯学習課</p> <p>平成の市町村合併等による社会教育施設の組織の再編等が行われていることに鑑み、文部科学省では平成18年10月2日付けで、「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」従来の取扱いから、取り壊しや転用についての基準が緩やかになり、従前は補助金の返還等が謳われておりましたが、一部改正後は代替施設が確保されている等要件の整備により、財産処分が緩和され、補助金の返還は発生しない場合もあると改正になりました。</p> <p>太田市行政審査委員会による行政審査報告書にもありますように、公民館施設の現状といたしまして、九合・葦川・宝泉公民館の利用状況は、当該行政センターの利用状況と比較しますと低い状況であることは、生涯学習課としても把握しておりますが、公民館利用者数として、少ない人数ではありますが、定期的に利用・活動している利用団体や利用者もおります。現状の利用者や地域としての必要性の意向調査等を実施したうえで、市民満足度を下げることのないよう、今後の公民館施設の方向性を検討していきたい。</p>	<p>生涯学習文化課</p> <p>太田市行政審査委員会による行政審査報告書の指摘事項にありますように、太田、九合、葦川、休泊、宝泉公民館の利用状況は、当該行政センターの利用状況と比較しますと低い状況であることは、確認しているところでもあります。</p> <p>ご指摘後、関係課と協議を進め、施設の安全性を確保するための耐震調査や、利用者の意向調査等を実施したうえで、市民満足度を下げることのないよう施設の存続や廃止を含め、今後の公民館施設のあり方を検討していきたい。</p>
<p>(2)</p> <p>遊休資産（土地）の状況について</p>	<p>公有地については、旧太田市に4件、旧尾島町に1件、旧藪塚本町に2件の合計7件、面積では合計で5,775.76㎡の未利用地が確認された。これは、これまでの行政財産は「適正な管理」がされているということのみで、資産として位置付けがなく、行政所有の不動産の場合、将来の需要の可能性ということが考えられなかったことなど、資産として有効活用する方策を検討していなかったのが実情のようであった。</p>	<p>管財課</p> <p>新生太田総合計画（平成19年度～平成28年度）基本構想の中で、基本目標とした「市民に身近で効率的な行政運営をめざすまちづくり」を実現するため、「普通財産の有効活用」を図るとし、その実現のため、平成20年度より普通財産のうち未利用地を調査し、遊休資産となっている土地の売却処分に着手いたしました。平成20年度は、3ヶ所の公売（一般競争入札方式）を実施したところであります。今後は、更に市有財産の精査を行い、転換利用や遊休地の処分を進め、市の資産である土地の有効活用を図ってまいります。</p>	<p>管財課</p> <p>平成20年度より、普通財産の有効活用策として、未利用地を調査し売却可能な土地の処分に着手いたしました。</p> <p>平成20年度において、3箇所の土地の処分を計画し、実施しましたが、売却にはいたりませんでした。</p> <p>平成21年度は、更に未利用地の調査を進め、前年処分できなかった3箇所に調査の結果処分可能となった3箇所を加えた6箇所を売却することとして、平成22年2月15日から3月1日までを入札参加申込期間とし、3月14日を入札日として実施してまいりました。</p> <p>また、当面売却処分ができない場合は、有償貸付けにより活用すべく取り組んでおります。今後も市有財産の精査を進めるとともに、市の資産として活用できる方策を検討してまいります。</p>

行政審査事項	審査の指摘事項	市の対応策	市の対応結果
提言	<p>(1) 今後の主要公共施設のあり方 公共施設の運営改善や統合にむけた考え方については、法律で義務付けられている施設であるかどうか、地域に必要性の高い施設であるかどうか、公益性の大きい施設であるかどうかの個別要件も判断材料として考慮するとともに、施設の整備形態において相互に補完的な部分を持ち合わせている施設であるかどうか、個々の施設ごとの状況により判断する必要がある。 また、公共施設のあり方については、個別の必要性や管理体制のあり方、施設の経費管理（人件費も含む）及び耐震補強整備を含めた維持管理費削減などのコスト削減やリスクの観点などを踏まえ、効率性や市民満足度向上の観点を考慮する必要がある。 重視すべきことは、施設の存続や廃止等は現に利用する市民の利便性に直結することであり、見直しに当たっては様々な機会において住民の理解と意見を踏まえて、十分な周知期間を経ていくことが必要である。 こうした考えに加え、更なる経営改革としてストックマネジメント（資産管理）の導入などが必要と考えられる。さらには「今後の公共施設の維持管理の指針」などを作成することが望ましい。作成にあたり判断基準としては、次の事項が挙げられる。</p> <p>① 見直しの観点 (ア) 市民ニーズが本当に高い施設なのか。（施設内整備状況と利用率） (イ) 合併により類似の施設が重複していないか。 (ウ) 老朽化により施設の危険が増していないか。 (エ) 市民の利用に対し、管理コストが適正なものとなっているか。</p> <p>② 見直しの基本的な考え方 (ア) 市民の利用率等が低い施設やその設置目的に照らし必要性が薄れてきた施設は、休・廃止、他の用途変更等を検討する。 (イ) 地域において必要性が薄い施設や類似施設による代替が可能な施設については、休止、廃止を検討する。 (ウ) 老朽化し、安全性が低下している施設は、廃止、取り壊しを進める。</p> <p>③ 具体的な施策 (ア) 利用者意識の把握 施設利用者のニーズ等を的確に把握するために、定期的な意識調査等を実施し、施設の管理運営に反映させる。</p> <p>④ 施設の補強・取り壊し (ア) 老朽化等により危険度が高い施設については、施設の補修などを講じるか、「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」に留意しながら廃止・取り壊し等の措置を実施し、その底地部分については売却等を推進する。 (イ) 管理コストの削減を推進し、効率的な施設運営による使用料の見直しなど市民・利用者の理解を得ながら、その維持管理に係る所要経費に応じた適正な負担となるよう、施設の使用料等の見直しを行う。 (ウ) 施設の休・廃止を検討する場合には、休・廃止後の利活用の方策や利用者にとっての代替施設の有無等にも十分留意すること。</p> <p>(2) 遊休資産（土地）の利活用のあり方 利用目的の意義が薄れた未利用の公有地は、資産の有効活用という観点から、民間活用等による定期借地や土地の売却等の有効活用を図ることも考えるべきである。</p>		